

内閣官房長官
菅 義偉 様

台風19号による災害
に関する緊急要望

令和元年10月21日

埼玉県議会
埼玉県市長会
埼玉県町村会

台風19号による災害に関する緊急要望

10月12日に上陸した台風19号は、記録的な豪雨をもたらし、複数の河川の氾濫や堤防の決壊により、極めて広範囲にわたり家屋等が浸水するなど、埼玉県においてこれまでに経験のない規模の災害となりました。

埼玉県内では現時点で、死者2名が発生し、住宅の被害は4000棟を超え、道路、河川、鉄道、農地・農業用施設、林地・森林管理道、学校施設等、さらに、農林畜産業や商工業等に甚大な被害が生じています。

このため、県では、災害対策本部を設置し、人命救助を第一に、国の関係省庁や関係機関の多大なるお力添えをいただきながら、被災地の応急復旧や避難者の方々の支援などに全力を挙げているところですが、今回の深刻な事態に対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠です。

つきましては、被災地域における住民生活や経済活動が1日でも早く回復するよう、次のことについて緊急に特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 今回の災害は県域全体に甚大な被害をもたらしており、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害として確実に指定し特別の財政措置を講じること。
- 2 県及び被災市町村に対する財政的支援にあたっては、今般の災害による被災地域の復旧・復興に要する財政需要等について、格別の配慮を講じること。
- 3 被災者の生活再建や被災住宅の復旧が迅速にできるよう、災害救助法、被災者生活再建支援法等についての弾力的な運用と特段の支援措置を講じること。
- 4 今般の河川の越水、決壊及びその危険にさらされた事案の要因を十分に分析するとともに近年の激甚災害に対応できるような対策を講じること。
- 5 農林畜産業者の経営再建や、被災した企業への財政支援や金融支援の拡大により中小企業の事業再開が迅速にできるよう、必要な支援を講じること。

令和元年10月21日

埼玉県知事	大野元裕
埼玉県議会議長	神尾高善
埼玉県市長会長	富岡 清
埼玉県町村会長	石木戸道也